

富士市森林組合 組合員の皆さまへ



森林を守ろう！！～治山治水に貢献するために～

富士市森林組合では、富士市から借地している森林の機能を維持するために、集約施業をしております。

集約をすることにより、**補助金を利用した森林整備**を行い、
(間伐を実施した場合)山主さんへ**山林収入を還元**することが可能です。

また、富士市より借地している**森林の返還を希望、検討**している組合員には、富士市森林組合に譲渡することにより**立木の補償**をいたします。

以降「伐って・使って・植える」など森林組合で森林を守っていきます。

組合員の皆様。ご協力をお願いいたします。

富士市森林組合は森林組合法により「森林所有者の共同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上、並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、より国民経済の発展に資することを目的とすること」で設立されています。

※民間事業体の営利目的な施業とは本質的に異なります。



富士市森林組合は
持続可能な開発目標(SDGS)を推進しています。

Q.組合員に対する**山林収入**は？

※間伐を実施した場合

A.集約施業 1ha で 10 万円以上還元
することも可能です。

※山林の状況、木材相場による

Q.山林(市貸付地)の譲渡は？

A.・市 へ 返 還→**無 償**

・森林組合へ譲渡→**立木補償**

(1ha 5 万円以上) ※山林の状況による

Q.手続きが面倒では？

A.森林組合がお手伝いします。

△ **まずはお気軽にご相談ください**

富士市森林組合

417-0801 富士市大淵 6979-5

☎ 0545-35-5339

FAX 0545-30-8788

info@fujishi-shinkumi.org

